

# 特記仕様書（畑地かんがい末端散水器材）

## 第1章 総 則

### 第1節 一 般

- 1 本仕様書は、平成30年度畑地帯総合整備事業(担手支援)南ヶ丘第1-1期地区その2畑地かんがい末端散水器材調達に適用する。
- 2 本仕様書に定めない事項については、「農業土木工事共通仕様書（平成30年4月（平成30年10月改訂）宮崎県農政水産部）」に準じる。

## 第2章 材 料

### 第1節 規 格

- 1 使用材料は、すべて日本工業規格(以下「JIS」という。)または、これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は10年以上でなければならない。
- 3 納入材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について、主要材料納入願いを担当者に提出し、承諾を得た後に納入すること。

### 第2節 検 査

- 1 材料検査に合格したものであっても使用時に損傷変質変形したとき、または発注者が不良品と認めるときは、新品に取り替えるものとする。

## 第3章 器材規格

### 第1節 大型スプリンクラー

#### 1 散水器

- ・ スプリンクラーは、使用圧力0.30Mpaの時、散水量94.0L/分程度、散水直径40.0m程度の器種とする。
- ・ スプリンクラーは、部分回転式（全回転可）とする。
- ・ 接足管との接続部は、カムロック式とする。

#### 2 台車

- ・ 散水器の台車は、それぞれ簡単に移動可能な一輪車付とし、散水中に転倒しないよう、収納可能なスパイクを付属する製品とする。  
また、脚が自由な角度に設定でき、収納スペースが少なくすむ折りたたみ可能な製品とする。
- ・ 連結可能な台車とする。（すべての台車は1台で使用できるようキャップ付とする。）
- ・ 接足管との接続部は、カムロック式とする。

#### 3 接足管

- ・ 散水器、台車との接続部は、カムロック式とする。

#### 4 導水ホース

- ・ 導水ホースは、設置・収納作業が簡単なフラット型ホースとし、常用圧力0.70Mpa以上

の製品とする。

- ・ 口径50mmの製品とし、継手については、NCオス×NCメス付継手とする。

#### 5 取水曲管

- ・  $\phi 50-90^\circ$  アルミ合金製継手（マチノメス×NCメス）とする。

#### 6 エルボ

- ・  $\phi 50 \times 90^\circ$  樹脂製継手（NCオス×NCメス）とする。

#### 7 チーズ

- ・  $\phi 50-180^\circ$  樹脂製継手（NCオス1個×NCメス2個）とする。

#### 8 自動灌水コントローラー

- ・ 自動かん水タイマーは、電磁弁一体型で口径は50mmとし、センサー入力ケーブル及び雨センサーが付属する。電源は電池式とし、使用圧力0.1~0.6Mpaとし、散水日は曜日や日数で設定できるもので、散水回数は1日4回までとする。
- ・ 継手については、NCオス×NCメス付継手とする。

#### 9 保護ボックス（屋外用）

- ・ 保護ボックス(屋外用)は、プラスチック製で自動灌水タイマーを収納できるものとする。

### 第2節 吊下げ式スプリンクラー

#### 1 散水器

- ・ スプリンクラーは、使用圧力0.25Mpaの時、散水量2.2L/分程度、散水直径8.0m程度の器種とする。

#### 2 ポリ製ソケット

- ・ ポリ製ソケットは、ポリエチレン管同士を繋ぐ継手（パイプ $\phi 25 \times$ パイプ $\phi 25$ ）とする。

#### 3 ポリエチレン管

- ・ ポリエチレン管は、口径25mmの製品とし、吊下げ用の固定バンドが付属する。

#### 4 エルボ

- ・  $\phi 25 \times 90^\circ$  金属製継手とする。

#### 5 ポリ製アダプター

- ・ ポリ製アダプターは、ポリエチレン管とねじ込み式の金属継手を繋ぐ部材であり、オスアダプター（パイプ $\phi 25 \times$ オスネジ $\phi 25$ ）と異径メスアダプター（パイプ $\phi 25 \times$ メスネジ $\phi 20$ ）とする。

#### 6 フラッシングバルブ

- ・ フラッシングバルブは、口径20mmの製品とする。

#### 7 ボールバルブ

- ・ ボールバルブは、口径25mm、黄銅製の製品とする。

#### 8 金属入りバルブソケット

- ・ 金属入りバルブソケットは、口径25mm、TS継手の製品とする。

## 第4章 散水器材の搬入

### 第1節 運搬

- 1 器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に両端接続部、塗装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取扱は慎重に行わなければならない。
- 2 運搬に際しては車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

### 第2節 搬入場所

- 1 搬入場所については、あらかじめ担当者と打ち合わせを行い、南ヶ丘1-1期地区内の指定する場所に搬入するものとする。

## 第5章 その他の特記事項

### 第1節 協力体制

- 1 器材を購入後最初の使用に当たり不具合が生じた場合には原因を明らかにし、協議のうえ、修理・交換を行うものとする。
- 2 器材の取扱等について、使用者からの問い合わせに対応できるよう、質問の窓口を明確にしておくこと。

### 第2節 連絡先

宮崎県西諸県農林振興局 総務課

TEL 0984-23-3164

FAX 0984-22-7884

E-mail : nishimoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp